

計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい者が本市で安心して生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、新たに「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」及び「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりに取り組む。

2 計画の位置づけ

- ・「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」 ⇒ 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
第6次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画
- ・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」 ⇒ 障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の19に基づく
第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」 市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画

3 計画期間

- ・「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」 ⇒ 平成30年度～平成35年度(6年間)
- ・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」 ⇒ 平成30年度～平成32年度(3年間)
第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」

障がい者を取り巻く環境の動向と課題

障がい者に係る施策の経緯

- 障害者基本法の改正(H23.8)
- 障害者虐待防止法の施行(H24.10)
- 障害者総合支援法の施行(H25.4)
- 障害者権利条約の批准(H26.2)
- 障害者差別解消法の施行(H28.4)
- 障害者総合支援法の3年後見直し及び児童福祉法の改正(H28.6)
- 障害者雇用率の改正(H30.4)
- 東京パラリンピックの開催(H32)
- 全国障がい者スポーツ大会の開催(H34)

本市の障がい者手帳所持者(H28年度末)

- 身体障がい者手帳: 15,035人
- 療育手帳: 3,884人
- 精神保健福祉手帳: 3,276人
⇒ 3障がいともに年々増加傾向

アンケート調査結果の概要

- 介護者は、約6割が家族で、そのうち約7割が女性で、4割超の年齢が60歳以上
- 今後の生活は、約2割が一人暮らしやグループホームでの生活を希望
- 「移動支援」・「短期入所」の利用者の3割以上が不満
- 就労支援で必要なことは、「職場の障がい者への理解」が約3割
- 障がい児への支援で必要なことは、「障がいの早期発見・早期療育」が6割以上と最も高い。

関係団体意見結果

- 本人の信頼できるジョブコーチや専任の上司をつける必要があり、長いスパンでケアできる体制が必要
- ワンストップで相談できるところが必要
- 移動支援を学校や施設の送迎でも利用できるようなことが必要
- 親なき後などに備え、グループホームが必要
- 差別や偏見を取り除くため、子どもが障がいへの理解を促進できる環境づくりが必要
- 乳幼児期は、障がいの受容や身近な相談支援など保護者に対する支援が必要
- 医療的ケア児への支援が必要

第4次プランの評価

【基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり】

成果指標: 将来の生活に不安を感じている障がい者の割合

H25実績: 58.1% (目標値: 48.0%) ⇒ 現状値: 51.3%
⇒ 成果指標の達成率等は順調であるが、引き続き、相談支援の充実や住まいの場の確保を図るなどにより、安心感を高められる施策の充実を図る必要がある。

【基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり】

成果指標: 就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合

H25実績: 62.6% (目標値: 67.0%) ⇒ 現状値: 65.4%
⇒ 成果指標の達成率は順調であるが、一部やや遅れている取組も見られるため、ニーズに沿った外出支援サービスの充実を図る必要がある。

【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり】

成果指標: 日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合

H25実績: 66.6% (目標値: 50.0%) ⇒ 現状値: 62.9%
⇒ 成果指標の達成率は概ね順調であるが、引き続き、障がいへの理解促進を図るなどにより、社会的障壁を取り除く施策の充実を図る必要がある。

第4期サービス計画の評価

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①入所施設から地域生活への移行者数

H28進捗率 57.1% (やや遅れている)

②施設入所者の削減数

H28進捗率 75.0% (概ね順調)

⇒ 地域移行を進めるため、重度の障がい者を受け入れることができるグループホームなどの受け皿の充実を図る必要がある。

3 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

H28進捗率 104.4% (順調)

②就労移行支援事業の利用者数

H28進捗率 74.2% (概ね順調)

⇒ 一般就労への移行者数は中核市で5位と上位であり、更なる就労支援の充実に取り組む必要がある。

2 地域生活支援拠点等の整備

①地域生活支援拠点数

H28進捗率 - (やや遅れている)

⇒ 地域移行を進めるとともに、親なき後に備えた体制を確保するため、必要な機能を十分に検討した体制整備を図る必要がある。

③就労移行支援事業所の就労移行率

H28進捗率 125.0% (順調)

課題の総括

1 障がい者の社会的自立の促進

- 自分の能力や適性を生かした就労支援の充実が必要
- 日中活動を充実し豊かな生活が送れるようスポーツ・文化芸術・社会参加活動等の参加への促進が必要
- 社会参加活動などが容易にできるよう外出・移動支援の充実が必要

2 障がい者の地域生活支援の充実

- 地域移行が促進されるよう、より効果的な相談支援体制の検討が必要
- 地域移行や親なき後を見据えた地域生活支援体制の整備が必要
- 安心した日常生活が送れるよう保健・医療・福祉サービス等の日常生活支援の充実が必要
- 幼少期から能力や可能性を伸ばせるよう障がい児の早期療育・教育体制の充実が必要
- 障がい児の健やかな育ちのため、安定的な障がい児サービスの提供や身近な相談体制の構築が必要
- 医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けられることができる体制整備が必要

3 障がい者への理解や配慮の促進

- 社会的障壁を感じることがないよう周囲の理解や配慮の促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- 適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

計画の基本的な考え方(案)

基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現

基本目標1：自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、就労や生産活動に取り組むほか、余暇活動や文化・芸術・スポーツへ参加するなど、社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

成果指標

就労、製作活動、自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合
※平成35年度における具体的な数値目標については調整中

基本目標2：乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう乳幼児期から途切れのない一貫した支援を推進するほか、障がい者本人やその家族の高齢化や親なき後を見据えつつ、安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

成果指標

将来の生活に不安を感じている障がい者の割合
※平成35年度における具体的な数値目標については調整中

基本目標3：互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進などを図ることにより、社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか、災害時に迅速な対応ができるよう、地域で支え合う体制の整備を図るなど、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

成果指標

日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合
※平成35年度における具体的な数値目標については調整中

施策の方向と展開(案)

基本目標1

基本施策1 就労支援の充実

施策指標

- ①一般就労への移行者数
- ②就労継続支援事業所における平均工賃月額

基本施策2 社会参加活動の充実

施策指標

- ①文化・スポーツ講座、交流活動に参加している障がい者数
- ②ボランティア養成講座受講者数

基本施策3 外出・移動支援の充実

施策指標

- ①外出・移動支援サービスの満足している障がい者の割合

※施策指標の具体的な数値については、今後設定予定

基本目標2

基本施策1 発達支援の充実

施策指標

- ①特別支援教育の推進において、一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた指導を実践している教員の割合
- ②計画相談支援を利用している障がい児の割合

基本施策2 相談支援の充実

施策指標

- ①困っているときに相談できる人や場所を知っている障がい者の割合

基本施策4 保健・医療の充実

施策指標

- ①医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合

基本施策3 住まいの場の充実

施策指標

- ①現在の住まいに満足している障がい者の割合
- ②グループホームの棟数

基本施策5 障がい福祉サービス等の充実

施策指標

- ①障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合
- ②障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合

基本目標3

基本施策1 障がいへの理解促進・差別解消の推進

施策指標

- ①障がい者のシンボルマーク等の認知度
- ②障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると感じている人の割合

基本施策2 権利擁護の充実

施策指標

- ①「成年後見後見制度」を知っている障がい者の割合

基本施策3 バリアフリーの推進

施策指標

- ①障がい者の手話奉仕員養成講座の受講者数

基本施策4 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実

施策指標

- ①災害時要援護者支援班設置地区における台帳共有率

平成32年度の目標値(案)

項目		国の目標値	市の目標値	目標達成に向けた取組
福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成28年度末時点の施設入所者(396人)のうち、地域生活に移行者数	9%以上		
	平成28年度末時点の施設入所者(396人)と比較した施設入所者の削減数	2%以上		
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム	障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置		具体的な目標値及び取組については調整中
地域生活支援拠点等の整備	居住支援と地域支援の一体的機能をもつ地域生活支援拠点等の整備	少なくとも1つ以上		
福祉施設利用者の一般就労への移行	平成28年度の一般就労への移行実績(71人)に対する倍数(移行者数)	1.5倍以上		
	平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数(95人)に対する割合(就労移行支援事業の利用者数)	2割以上増加		
	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割を超える事業所の割合 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	5割以上 80%以上		既に提供体制は確保している
障がい児支援の提供体制の整備	各市町に児童発達支援センターの設置	少なくとも1箇所以上	福祉型児童発達支援センター2箇所(市設置1, 県設置1) 医療型児童発達支援センター2箇所(市設置1, 県設置1) あり	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを地域における中核的な拠点施設として位置づけ、支援ニーズや社会環境の変化に応じた専門機能の充実強化を図る。 支援が必要な障がい児が、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、ニーズや社会環境の変化などに対応しながら、支援の充実を図る。 医療的ケア児支援のため、自立支援協議会や発達支援ネットワーク会議など、現在設置されている組織を柔軟に活用。
	すべての市町で、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	保育所等訪問支援事業実施事業所2箇所あり	
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	各市町に少なくとも1箇所以上確保	児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ1箇所あり	
	各圏域及び各市町において、医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置(平成30年度末までに)	保健, 医療, 障がい福祉, 保育, 教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	「障がい者自立支援協議会」, 「発達支援ネットワーク会議」を活用	

地域生活支援事業(主な事業)の実施に関する事項(案)

サービス種別	項目	H30	H31	H32	事業内容
理解促進研修・啓発事業	実施有無				障がい者週間における理解啓発活動, 盲導犬ふれあい教室, 出前福祉講座, ヘルプカードの配布, 合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の作製・DVDの配布など
成年後見制度利用支援事業	利用人数(人/年)				審判申立に要する経費や後見人の報酬等を助成
手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用人数(人/月)	具体的な目標値については調整中			聴覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣
手話通訳者設置事業	設置数(人/年)				市役所に来庁する聴覚障がい者等のために障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置
移動支援事業	利用人数(人/月)				屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援
訪問入浴サービス	利用人数(人/月)				身体障がい者の身体の清潔の保持, 心身機能の維持等を図るため、単身では入浴困難な身体障がい者に対し、訪問により居室において定期的に入浴サービスを実施
日中一時支援事業	日中支援型	利用人数(人/月)			日中、見守りや日常的な訓練その他必要な支援を行い、障がい児者の活動の場を確保するとともに、保護者の自由な時間の確保
	放課後支援型	利用人数(人/月)			特別支援学校就学中の児童及び生徒を対象とした、家庭や学校以外での社会生活訓練, 余暇活動を通じた協調性, 社会性等の習得, 及び保護者の自由な時間の確保
	医療的ケア	利用人数(人/月)			医療的ケアを必要とする重症障がい児(者)に対し、見守り, 社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援, 及び保護者の自由な時間の確保

障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保のための方策（案）

サービス種別		項目	H27(実績)	H28(実績)	H29(見込)	H30	H31	H32	見込量確保のための方策	事業内容															
訪問系	居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障がい者等包括支援	利用量(時間/月) 利用人数(人分/月)								障がい者等の自宅にヘルパー等が訪問し, 入浴, 排せつ, 食事などの介護等を行うほか, 外出の移動の支援や介護等を行う。															
日中活動系	生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型) 就労定着支援, 療養介護, 短期入所	利用量(人日分/月) 利用人数(人分/月)							<div style="border: 1px solid orange; padding: 10px; text-align: center;"> <p>具体的な見込数値及び方策 については調整中</p> </div>	介護が必要な方に, 日中あるいは短期間, 施設で介護や日常生活の支援等を行うほか, 自立した日常生活や社会生活, 就労等に向けた訓練を行う。															
居住系	自立生活援助, 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援	利用人数 (人分/月)								夜間や休日, 施設への入所あるいは共同生活の場において, 必要な介護や支援, 相談や日常生活上の援助を行う。															
相談系	計画相談支援, 地域移行支援, 地域定着支援	利用人数(人分/月)								障がい福祉サービス利用時や施設から地域生活に移行した際など, 相談支援専門員によりサービス利用計画を作成し, 適切なケアマネジメントの下支援を行う。															
障がい児支援系	児童発達支援	利用量(人日分/月)	1,325	1,989	2,013	<p>【障害児通所支援の見込量の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援, 医療型児童発達支援 →発達障がい児(医療的ケアを必要とする児童も含む)の増加により療育及び発達支援の必要性も高まっている。そのため, 急激ではないものの, 民間事業所が一定数増加しつつあり, 利用人数も比例して増加することが見込まれる。 ・居宅訪問型児童発達支援(※今後実施を検討) →重症心身障がい児の実態及びニーズ調査を踏まえた上で利用見込量を設定する。 ・保育所等訪問支援 →保育所等において集団生活送るうえで支援が必要な児童は増加しており, 比例して利用者数も増加することが見込まれる。 ・放課後等デイサービス →学校における発達支援が必要な児童の増加により, 放課後及び長期休暇時における発達支援の必要性が高まっている。利用者の急増に対応して事業所も増加しており, その支援内容も多彩なニーズに対応できるよう工夫され, 利用者の選択の幅が広がっている。そのため, 今後も一定数の増加が見込まれる。 ・障がい児相談支援 →現状では, 指定障害児相談支援事業所及び相談支援専門員の不足により, 利用率が3割強にとどまっているが, 今後, 県との連携強化や事業所への働きかけによる事業所の増加が見込まれ, また, 適切な支援のために保護者への助言指導や周知啓発を行うことにより利用者の増加が見込まれる。 				未就学の児童に対して, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の習得, 集団生活への適応訓練, その他必要な支援を行う。															
		利用人数(人分/月)	98	148	156																				
	居宅訪問型児童発達支援(※今後実施を検討)	利用量(人日分/月)								<p>療育が必要にもかかわらず, 通所ができない重度の障がい児に対し, 専門職員が自宅を訪問し, 必要な療育を行う。</p>															
		利用人数(人分/月)																							
	医療型児童発達支援	利用量(人日分/月)	236	170	152									<p>未就学で, 肢体不自由のある理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して, 児童発達支援及び治療を行う。</p>											
		利用人数(人分/月)	26	17	16																				
	保育所等訪問支援	利用量(人日分/月)	0	7	9													<p>保育所等を利用中の障がい児の在園する保育所等を訪問し, 集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</p>							
		利用人数(人分/月)	0	6	8																				
	放課後等デイサービス	利用量(人日分/月)	2,872	5,513	7,228																	<p>学校教育法に規定する学校に就学している障がい児に対して, 授業の終了後又は学校の休業日において, 生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進その他必要な支援を行う。</p>			
		利用人数(人分/月)	259	437	838																				
障がい児相談支援	利用人数(人分/月)	0	6	35	<p>児童福祉法に規定された障がい児の通所サービス利用のための計画を作成し, 適正なケアマネジメントを通して適切な支援を行う。</p>																				